

平成25年度第3回鎌倉市子ども・子育て会議 議事録

日時： 平成26年3月19日（水）
9時30分～11時30分
場所： 鎌倉市第3分庁舎1階講堂

議事次第

- 1 開会
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画について
 - 2-1 計画の作成に関する事項について
 - 2-2 量の見込みについて
- 3 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて市町村が制定する条例等について
- 4 小学生を対象としたニーズ調査の単純集計結果について
- 5 次世代育成きらきらプラン後期計画
 - 5-1 きらきら白書に対する意見等について
 - 5-2 平成26年度取組み方針について
- 6 その他

〈会議委員〉

氏名	選出団体等	役職等	出欠
青柳 玲子	鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	出席
秋山 定明	鎌倉市立中学校長会	鎌倉市立深沢中学校校長	出席
大鐘 亜子	鎌倉市PTA連絡協議会	副会長	出席
岡崎 俊博	三浦半島地域連合	執行委員長	出席
金川 剛文	鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	欠席
菊池 順子	鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	出席
高 方子	認定こども園鎌倉みどり学園	学園長	出席
阪口 泉	かまくら子育て支援グループ懇談会	代表	出席
佐藤 まゆ子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	出席
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	副会長	出席
新保 幸男	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学教授	欠席
杉山 直美	鎌倉保健福祉事務所	技幹	欠席
寺沢 桜	市民公募委員	-	出席
富田 英雄	鎌倉市保育会	会長	出席
富田 美幸	鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会	-	出席
中澤 純二	鎌倉市立小学校長会	鎌倉市立小坂小学校校長	欠席
中村 邦彦	鎌倉私立幼稚園協会	振興部長	欠席
福田 弘美	まんまる保育室	室長	出席
藤井 博子	かまくら福祉・教育ネット	-	出席
堀田 絵里	市民公募委員	-	出席
松原 康雄	学識経験者	明治学院大学教授	出席

等も入れた、話し言葉を忠実に再現したかたちで、公開させていただいております。

しかしながら、話し言葉をそのまま文章にすると読みにくいところのご指摘もいただいております。そこで、今後は「事務局の恣意性が入らない範囲」で「あいづち等の表現」については削除するなど、読みやすさの工夫をしてみたいと存じますので、ご了承いただきたいと思っております。

なお、従来も行っておりましたが、今後も、事務局で内容をまとめた後、皆様にご確認いただき、文言の修正等のご依頼をいただいた場合は、内容の趣旨が変わらない範囲でご対応をさせていただきます。

以上です。

○松原会長

わかりました。皆様ご了承いただけたということでよろしいでしょうか。

次第2 市町村子ども・子育て支援事業計画について

○松原会長

それでは、議事次第2番目の「市町村子ども・子育て支援事業計画について」、「計画の作成に関する事項について」と「量の見込みについて」を合わせて事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料1をご覧ください。

「計画の作成に関する事項について」ご説明させていただきます。

まず、ニーズ調査の位置づけについてですが、子ども・子育て支援事業計画には、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの「量の見込み」を設定し、この見込みをどのような方法で、いつ確保していくかを記載します。この「量の見込み」は現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定するもので、今後の利用希望を把握するために、ニーズ調査を実施したものです。

次に計画の概要についてです。

市町村では、国の定める基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定します。

計画期間は5年間で、平成27年4月～平成32年3月までとなります。

計画の主な記載事項は必須記載事項と任意記載事項がありますが、任意記載事項となっている「産後休業、育児休業明けのスムーズな保育利用の方策」「児童虐待」「ひとり親家庭の自立の推進」「障害児施策の推進」など都道府県が行う事業との連携」「ワークライフバランスに関すること」についても鎌倉市は計画に記載していきたいと考えています。

また、計画は、鎌倉市の他の計画、例えば「第3次鎌倉市総合計画」や「鎌倉教育プラン」「子ども・若者育成プラン」などとの連携や調和を保ち策定します。

次におめぐりいただいて、住民等の意見の反映についてです。

計画を、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、住民等の意見を反映し作成します。平成25年度に3回、平成26年度に5回予定している鎌倉市子ども・子育て会議や、

平成25年10～11月にかけて実施したニーズ調査、また平成26年8～9月ごろ予定している地域別・団体別懇談会、さらに平成26年の秋ごろ計画の素案がまとまった後実施するパブリックコメントなどを通じてご意見を伺います。

今後のスケジュールについては、今後のスケジュール案のとおりで、7月頃に骨子案を、10月ごろに素案をまとめ、3月に策定を終える予定です。計画骨子案をまとめた後に、地域別・団体別の懇談会を、素案をまとめた後にパブリックコメントを行う予定です。

また、きらきら白書の作成に合わせ、きらきらプランの評価も行い、子ども・子育て支援事業計画の作成に反映させていきます。

鎌倉市子ども・子育て会議委員の皆様には、骨子案・素案・計画案の内容、きらきらプランの評価、パブリックコメントへの対応等をお諮りしていきたいと考えております。

平成26年度当初は計画の骨子案を作成しますが、スケジュールの下に記載しているイメージのとおり、計画に記載する事項等をお示しするかたちを予定しています。

子ども・子育て支援事業計画では、計画期間における「量の見込み」と「確保の内容」「実施時期」を記載することになっていますが、記載のイメージは一番下の表のとおりです。

現在の利用状況と、ニーズ調査にて算出される、今後の利用希望を勘案して「量の見込み」を設定し、どのような事業で確保するかということに記載します。

表をご覧ください、例えば、①と記載している部分には、平成27年度における1号認定児の量の見込みを設定し、それを②の教育・保育施設や③の私学助成の幼稚園で何人ずつ確保するか計画を立て、④で①の量の見込みに対して、あとどれくらいの確保が必要かということに記載します。これを地域ごと、年度ごとに記載し、またその下の表のとおり、地域子ども・子育て支援事業についても、同様に、量の見込みと確保の内容を記載します。

それでは次に、計画に記載する、量の見込みの算出方法について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

量の見込みについては、1月末に国から示された「量の見込み算出等のための「作業の手引き」」を基に算出します。

その「作業の手引き」に示された方法を簡単にご説明させていただきます。

一番上の表はニーズ調査に基づき全国共通で量の見込みを算出する項目になります。

一番上の、教育標準時間認定、いわゆる幼稚園や認定こども園を利用する施設での保育の必要性がないお子さんの数の見込みから、一番下の利用者支援事業の利用者数の見込みまで全部で11項目あります。

算出方法については、

その下の図「量の見込みの算出方法」に目を移してください。

量の見込みは家庭類型別児童数というものに利用意向率というものを掛けて算出します。

家庭類型別児童数とは、各年度の推計児童数に潜在家庭類型という割合を掛けて算出します。

イメージがわかりづらいかと思いますが、

まず初めに、ポイントとなるのは「家庭類型」というものですので、ご説明いたします。

おめくりいただいて、2ページをご覧ください。

家庭類型とは、対象となる子どもの家庭状況、すなわち父母の有無や父母の就労状況によって決められ、タイプAからFまで8つのタイプに分かれます。

資料の3ページをご覧ください。

8つのタイプの分け方は

まず、問4で、調査にご回答いただいている方についてお伺いし、その後、問5で配偶者の有無について聞いています。

ここで配偶者はいないと回答した方については、タイプAのひとり親家庭に該当することとなります。

配偶者がいるとお答えいただいた方については、問12の(1)と(1)-1で母親の就労状況を、さらに同じ設問になりますので、この資料からは割愛させていただきましたが、問12の(2)と(2)-1で父親の就労状況についてお伺いしています。

この回答状況で、母親と父親がどのような就労形態で、1日何時間働いているか、また働いていないかが分かります。

この結果により、各家庭の状況を、タイプごとに分けていきます。

2ページにお戻りください。

タイプAはひとり親家庭、

タイプBは両親がフルタイム、

タイプCは片方の親がフルタイムで、もう一方の親が長時間のパートタイム、

タイプC'は片方の親がフルタイムで、もう一方の親が短時間のパートタイム、

タイプDは片方の親が働いており、もう一方の親が専業主婦(夫)、

タイプEは両親ともに長時間のパートタイム、

タイプE'は両親ともに短時間のパートタイム、または片方の親が長時間のパートタイムでもう一方の親が短時間のパートタイム、

タイプFは両親ともに無職、

になります。

真ん中の図がそれをマトリクスにしたものになります。

まずこの方法で、調査に回答した世帯の「現在の家庭類型」がどれくらいの割合でいるかを算出します。

その後母親の就労意向を反映し、「潜在の家庭類型」を求めます。

具体的には、おめくりいただいて4ページをご覧ください。

問13や14により、母親の就労意向を聞いています。

問13では、現在パートタイムで就労している人に、今後フルタイム勤務を希望するか、現状維持がいいか、パートタイムをやめて子育てに専念したいかを聞いています。

問14では、現在主婦の方に、今後も就労の予定はないか、一番下の子どもが何歳になったら就労したいか、すぐにでも、もしくは1年以内にフルタイムやパートタイムで就労したいか、を聞いています。

この2つの質問による、母親の就労意向を反映したかたちで、潜在的な家庭類型を算出します。

2ページにお戻りいただき、真ん中のマトリクスになっている図をご覧ください。

たとえば、現在父親がフルタイム就労をしていて、母親が長時間のパートタイム就労をしている、タイプCの家庭があるとします。

調査票の問13で、母親の今後の就労意向を聞いたところ、「フルタイムへの転換希望があり実現できる見込みがある」と答えた場合、家庭類型を現在のタイプCからタイプBに移行させ、元のタイプCからは除きます。

すなわち、現在の家庭類型はタイプCだけれども、潜在家庭類型はタイプBということになります。

このような作業をタイプAのひとり親家庭を除く、全家庭類型に行い、それぞれの家庭類型の潜在的な数を算出し、割合を算出します。これを推計児童数に掛け合わせることで、家庭類型別児童数を算出します。

さらに、量の見込みを算出するためには、先ほど算出した家庭類型別児童数に利用意向率というものを掛け合わせる必要があります。

一番下の表「4. 家庭類型と関連する事業の分類」をご覧ください。

潜在の家庭類型ごとに関連する事業の分類をまとめたものになります。

家庭類型がタイプC、タイプD、タイプE、タイプFに該当する家庭の子どもが利用できる事業は、幼稚園や認定こども園になります。

これは、両親のうち少なくとも片方は主婦(夫)、もしくはパートタイム勤務をしているが短時間であり、その家庭の子どもは、施設での保育を必要としない子どもに該当するためです。

次に、家庭類型がタイプA、タイプB、タイプC、タイプEに該当する家庭の子どもが利用できる事業は、保育所や認定こども園、地域型保育事業になります。

これは、両親ともにフルタイムか長時間のパートタイム勤務をしており、その家庭の子どもは施設での保育を必要とするためです。

ただし、全ての家庭のお子さんが、利用できる事業を利用したいと考えているとは限りませんので、調査項目により、家庭類型別に事業の利用意向を伺っています。

資料をおめくりいただき、4ページ5ページをご覧ください。

利用意向率の算出には、問15、問15-1、問16の設問が関わってきます。

例えば、子どもの年齢が3歳以上で、潜在の家庭類型が施設での保育を必要としない類型に該当する場合で、問16の今後利用したい事業についてお伺いする設問で「1の幼稚園」または「4の認定こども園」に回答があった場合、その家庭は、事業の利用意向があるということになります。

このようにして算出した利用意向率に、先ほど算出した家庭類型別児童数を掛け合わせ、ニーズ量、すなわち量の見込みを算出します。

このようにして算出した量の見込みについて、は本日差替えさせていただきましたA3サイズの資料3差替え版をご覧ください。

本日差替えさせていただきました資料は、事前に配布させていただいた資料と掲載している数値は同じですが、おめくりいただいて裏面、2ページ左上の人口推計について、平成25

年4月1日現在の実数を記入し、比較しやすくしました。

それではこの人口推計について初めにご説明させていただきます。

ニーズ量の根拠となる推計児童数については、平成20年から25年の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法という手法を用いて推計を行いました。

結果については、表のとおりで、0～11歳の児童数を各年度で比較すると、平成25年4月1日時点の0～11歳の子ども数は、17,034人、

これに対し、2年後の平成27年度には、16,618人となり、平成25年4月1日時点と比較すると約2%減少するという推計になりました。

平成28年度は16,307人、平成29年度は16,091人、平成30年度は15,763人、計画最終年度の31年度には、15,423人となり、平成25年4月1日と計画最終年度の平成31年度を比較すると約10%減少するという推計になりました。

さらに、参考までに、計画最終年度から5年後の平成36年度には13,247人となり、平成25年4月1日と比べて2割強減少、さらに5年後の平成41年度には11,571人となり、平成25年4月1日と比べて3割強減少という推計になりました。

なお、このページには、人口推計の他、先ほどご説明させていただいた、「家庭類型」や、「利用意向率」についても参考に掲載させていただいております。

それでは、資料の表面、1ページをご覧ください。

本日は、鎌倉市全体の教育・保育施設及び学童保育の量の見込みの速報値について、ご説明いたします。

上の表は0～5歳児の保育施設や幼稚園などの量の見込みについて、

下の表は小学校低学年から高学年の学童保育利用の量の見込みについてまとめた図になります。

なお、量の見込みを算出するに当たっては、父親や母親の就労状況が必要になりますが、今回のニーズ調査の結果、父親の就労状況が未回答である回答が全体回答数の約3割にあたる918件あり、この分の回答が無効となっている状態でした。

調査票を見直したところ、現在は就労していないまたはこれまで就労したことがない母親に係る父親の就労状況についてのご回答が無回答となるようになっていましたので、これらの分については、母親が就労していないことを鑑み、父親はフルタイムで就労していると想定できるため、父親をフルタイム就労として、算出しました。

保育事業や学童保育は、施設での保育の必要性があるということが認定されなければ、利用できません。

このため、具体的に月に何時間の就労をしている場合に、施設での保育の必要性が認定されるか、という基準を設ける必要があります。

今回お示しした表は、施設での保育の必要性があると認定される具体的な就労時間の下限を、月75時間として、算出しました。

これは、現在の鎌倉市における保育所の入所基準と同じになります。

新制度では、保育所の入所に係る就労時間の下限は月48時間から64時間の間で各自治体が設定することとするとされていますが、ただし、10年間は経過措置を設けてもよいとされています。

鎌倉市では、現状においても待機児童がいること、また後ほどご説明いたしますが、保育に係る量の見込みを算出したところ、年齢によっては、現在の利用者数よりも多い量の見込みが算出されていることから、計画開始時は就労時間の下限を現在と同じ月75時間と設定し、待機児童数を0に近づけてから、月64時間等に下限時間を下げていきたいと考えております。

それでは、まず上段の表をご覧ください。0～5歳児の保育施設・幼稚園等の利用の量の見込みになります。

まず表の構成ですが、表の一番右側の列には、教育施設利用者、すなわち幼稚園利用者の量の見込みを示しています。それ以外は保育事業利用者、すなわち保育所や認可外保育施設などの利用者の量の見込みを示しています。

保育事業利用者のうち、一番左、0歳児の列をご覧ください。

一番上の行には、平成25年度の実績を記載しています。

児童数が1,233人で、そのうち利用者が192人、これが、一段下に目を移していただいて、平成27年度には、児童数が1,089人になり、利用者、これは事業を利用したいと考えている人、すなわち「ニーズ」も含んだ数になりますが、この人数は442人となり、現在の利用者の2倍以上の利用者の見込みが算出されました。

なお、数字の下に記載しているパーセンテージについては、平成25年度と比較してどうなるかということを示しています。

例えば、0歳児の平成27年度児童数1,089人の下に88%と記載していますが、これは平成27年度の児童数が、平成25年度の児童数と比べると88%になっている、すなわち12%減少しているということになります。

なお、国では、保育ニーズのピークを迎える平成29年度までに待機児童を解消するとしており、これに向けて整備計画をたてる必要があります。

今回策定する市町村子ども・子育て支援事業計画においても、計画自体は5カ年計画で、最終年度は平成31年度までですが、保育事業については、平成29年度までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業の整備、すなわち、待機児童の解消を目指すこととなります。

それでは、待機児童の解消を目指す平成29年度の、量の見込みについてご覧いただきたいと思えます。平成29年度の列をご覧ください。

一番左の部分0歳児の児童数については、平成25年度の1,233人と比較すると82%、すなわち、現在と比べ18%減少し、1,017人となる見込みです。

しかしながら、その右側に目を移していただいて、保育事業の利用者、これは今後の利用意向も踏まえたものですが、この人数は413人と、平成25年度と比較して215%、2倍強の量の見込みになりました。

さらに右側に目を移していただいて、保育事業を利用する1・2歳児です。児童数は、2,269人で平成25年度と比べると88%となりますが、利用者の見込みは895人と、平成25年度と比較して111%、現在の入所児童よりも上回る見込みになりました。

次に保育事業を利用する3～5歳児ですが、児童数は3,917人で平成25年度と比べると92%となりますが、利用者の見込みは1,246人で平成25年度と比べると100%となり、現在の利用者とはほぼ同数の見込みとなりました。

さらに表の一番右の列に目を移していただき、同じく3-5歳児の、今度は教育施設つまり幼稚園の利用者についてです。3-5歳児の児童数は、保育事業を利用する3-5歳児の欄に記載しているとおり、3,917人ですが、これに対して利用者は2,493人で、平成25年度と比較すると93%となり、現在の利用者を7%下回る見込みとなりました。

次に下の表に目を移していただき、学童保育についてです。

こちらについても、平成29年度の見込み量の部分を用いてご説明させていただきます。

平成25年度小学校低学年の児童数は4,344人、平成29年度は4,399人と、現状とくらべ見込みの人数は若干増加していますが、ほとんど同じになりましたが、学童保育の利用者は1,239人となる見込みで平成25年度の790人と比較すると157%となりました。

一方、高学年については、児童数が4,489人で、平成25年度の4,628人と比較すると3%減少する見込みとなりましたが、利用者は845人で、平成25年度の244人と比べると346%、約3.5倍となる見込みとなりました。

今回、集計の結果、特に特徴的な部分としては、保育事業の利用希望がある人のうち、0歳児については、現在の保育事業を利用している人と比べて約2倍の利用者が算出されたこと、また、学童保育利用者数も、現在の利用者と比べてかなり高い割合で利用者が算出されたことが挙げられます。

分析したところ、今回の量の見込みは国の手引きに従って算出しているものですが、0歳児の量の見込みが多く算出されたところについては、調査票の設問の中で「フルタイムやパートタイムで働いているが、育児休業中である」と回答した人については、「現在フルタイムで働いている」として算出され、ニーズが反映されることが分かりました。このため、現実には育児休業を取得しているため、保育事業を利用する必要がない人についても、保育事業の必要性があるとして算出されるため、このような結果になりました。

また、学童保育については、ニーズ調査でご回答いただいた方のうち、5歳のお子さんがいらっしゃる方に、お子さんが小学校に行ったら学童保育を利用したいですか、ということをお伺いしている項目から、量の見込みを算出しています。

お子さんは現在5歳であるのに、小学校低学年、高学年になったとき、すなわち最大6年後のことを想像してご回答いただいているため、現実的な利用状況とはかけ離れている結果が算出されたと分析しています。

現状では、学童保育を利用していたお子さんも、学年が上がると、留守番をするようになったり、特に高学年になると習い事に通うようになったりするため、学童保育のニーズは下がっています。

今後、計画を策定し、量の見込みをどのように設定していくか検討していくこととなりますが、現実とかけ離れた量の見込みとなっている部分については、補正を掛ける必要があると考えております。

なお、国の手引きにおいても、量の見込みの算出に当たっては、現在の利用状況を把握することを前提としています。また、手引きに従う以外に、各自治体においてより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないと記載されています。

学童保育の部分については、後ほど次第4でご説明させていただきますが、現在小学校に通っている児童の保護者に、学童保育の利用意向について、別途調査を実施しましたので、

そちらの集計結果を活用して補正を掛けるなどの手法を検討したいと考えております。

例えば、国の手引きに記載されている調整方法で、「現在保育事業を利用している0歳児の母親のうち、希望の時期より早く職場復帰したと回答し、その理由が『希望する保育所に入るため』と回答した方の数を、見込み量から差し引く」というものがあります。本当は子どもが0歳児の間は育児休業を取得していたかったけれども、保育所の入所枠を確保するためにあえて早く育児休業を切り上げ、職場復帰した、すなわち今後希望する時期に保育所に入所できれば0歳児で復帰することはなかった人の数を見込み量から引く、というものです。ちなみにこの補正をした場合、平成27年度の0歳児の量の見込みは、442人から401人に、41人減少します。

そのほかに、現在定期的な教育・保育を利用しておらず、その理由が「利用する必要がない」と回答した人を二重量の算出時には除くなど、合理的で透明性を保ったかたちで補正を掛け、より現実的な量の見込みを算出したいと考えております。

本日は、速報値というかたちで、保育施設や幼稚園など、また学童保育の全市の量の見込みのみをご提示させていただきましたが、5地域別、また、地域子育て支援拠点事業などの量の見込みも算出し、さらに場合によっては、先ほどの件のように現実的でない量の見込みが算出された場合はそれを分析し、現在の利用状況を勘案するなど、適切な補正方法を検討したいと考えております。

委員の皆様におかれましても、何か案がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

現在作業を進めているところですが、今後の予定としましては、4月下旬ごろまでに県に量の見込みをご報告する予定となっております。

そのため、4月下旬までに見込み数を整理する必要がありますが、補正等の掛け方について、また見込み数について、委員の皆様にお諮りして決定したいと考えております。しかしながら、会議委員の皆様にお諮りする場がないため、事務局としましては、Eメール等で事務局案をお示しし、ご意見等いただいて、最終的な調整は私どもと会長に一任していただければと考えておりますが、いかがでしょうか。なお会議の透明性を保つため、いただいたご意見は委員のお名前とともにホームページにて公開したいと考えております。

皆様からご指摘等いただきながら、量の見込み数を決定し、その後、確保方策等を検討していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○松原会長

まず、資料説明についてわからなかった点があればどうぞ。大丈夫でしょうか。

今後補正を掛けていくということで、ここで出た速報値が将来的な量の見込みになるかはわからないということですが、それについてなにかありますか。

○堀田委員

今の二重調査票の問12の現在の就労状況をもとに算出していると思うのですが、働きた

いと思っている、いわゆる潜在的な待機児童というのは、数を算出しているのでしょうか。

○事務局

資料2の4ページをご覧ください。問13と14で、今後どのような形で働きたいかということをお伺いしてまして、ここの部分は勘案をして、潜在的なニーズを含めて量の見込みを算出しておりますので、今後の就労意向も反映をしております。

○松原会長

よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

○阪口委員

資料が多くてなかなか分析が大変なのですが、二つあります。資料2の地域型保育は、具体的にいうと、認定外の保育施設とか保育ママとかを指すのでしょうか。それから、資料3ですが、計算してみましたら、例えば0歳児の利用数、今後の利用数は全部40%が掛けられているのですが、これはいわゆるニーズ調査の利用意向率というようなことに繋がっている数字なのでしょうか。

○事務局

最初の方の地域型保育に関するご質問ですが、これにつきましては、条例のことでご説明させていただきますけれども、小規模保育、定員が6人から19人、資料5-1をご覧くださいと、その内容が書いてございます。資料5-1の4番目の地域型保育事業の認可基準でご説明させていただきますが、こちらに書いてあるとおり、小規模保育、定員6人から19人、家庭的保育、定員が5人以下、居宅訪問型保育、これはベビーシッターなどですが、それから事業所内保育、会社の中で従業員の他に地域の子どものも預かっていただく、そういうことでございます。

○事務局

2つ目のご質問ですが、算出の仕方については、潜在家庭類型に利用意向率を掛けて算出するものでして、年度によってこの率が変わるものではないので、全て同じ率になっております。

○松原会長

平成36年という一つの類推でしかない。現在の状況を将来の数値に掛けていくとこういう形になるということですから、もし、今後の意向が将来的に変わってくれば数値も動いてきます。資料3の数値で今回確定するものではないので、一定の時期に見直していかないと現実的にはならないと思われま。

○阪口委員

分かりました。おっしゃるように、実質的な数字ではないなあというのを感じたものだから。

○松原会長

一定の予測はしておかないと、どのくらいの保育量、あるいは幼稚園教育の量を準備すべ

きか、目途が立ちません。他はよろしいですか。

○事務局

一応計画は策定しますが、『きらきらプラン』の中でも行っておりますが、見直しをする必要があると考えておりますので、この辺りを今後の課題として受け止めたいと存じます。

○阪口委員

今のところ、これは調査の結果から出てきた希望的な数字というか、お母さんたちが自分で利用したいと思った数字ですよ。

○松原会長

経済状況の変化によっても動くでしょうし、あるいは、出産に関する意向も、今後、色々な要因で変わる可能性もあります。次世代の時には、5年で一定の見直しをしましたので、これも一つの参考になると思います。

他はよろしいでしょうか。

では、あと確認しなければいけないのは、就労の下限条件を64時間というラインがあるのですけれども、当面は75時間に設定したいということ、このことをここでご了承いただきたいということです。それから、補正がかかってまいります。それはどういう計算方式で、どういうふうに計算をしたのかは明確にさせていただきますが、そのことを各委員の方にメール等でご連絡を差し上げて、この補正はこういう風にした方がいいんじゃないか等のご意見があれば、事務局の方にお寄せいただく。それを勘案して、最終的な調整の方は事務局と私に委任をしていただくという提案がありました。

この点についていかがですか。よろしいですか。

最後のところ、ブラックボックスで決まってしまうとよくありませんので、どういう計算方式で補正をしたか、それから、頂いたご意見については公開をしてみたいと思います。このことも含めてご了解いただければと思います。

○岡崎委員

補正につきましては、これからいろんな話を聞いたうえで、メール等でいろいろご意見を伺って判断させていただきますが、今、ここに書いてある下限の時間というのを今回75時間にした妥当性について、もう1度説明をしていただきたいのですが。

○事務局

75時間という時間については、現在鎌倉市で保育所の入所要件になっている就労の下限時間と同じ時間です。現在でも鎌倉市では待機児童がいるような状況ですので、まずは75時間、現状と同じ時間数でスタートして、待機児童数を0に近づけてから、下限時間を下げていくことを検討したいと思っております。

○岡崎委員

設定の根拠は分かったのですが、現在75時間だから75時間でやるというのは検討材料ではあると思いますが、正当性という意味で、一般的な時間の設定に対して75時間というのは何なんだろうという質問だったんですが、お願いします。

○松原会長

これは現在の保育所の国が定めている基準を参考にしているのではないのでしょうか。

○岡崎委員

分かりました。資料2の方の※で、下限時間が48・64で設定していると書いてあったものですから、これが一般的なのかなと思ったもので。

○松原会長

これは国の「子ども・子育て会議」の中で提案されている時間数ですが、これでやると、対象枠が拡大をすることになりますので、今75時間で働いていらっしゃる方が保育所を利用できないということになりますので、市としてはまずこの部分で待機児童を0にして、徐々に利用対象枠を広げていくという2段階方式でやりたいというご提案だと思います。

○岡崎委員

はい、2段階でやるという趣旨、了解しました。

○松原会長

他はいかがでしょうか。

○青柳委員

今回メールで皆様にご連絡いただいていたことなんですけれども、4月で年度が変わって、この1年で降りてしまう方もいらっしゃると思うんですね。いつまでにメールがあって、どのタイミングで誰が答えていいのかというのを明確にしていただければと思うんですけれども。お願いいたします。

○松原会長

いつごろに送っていただけるかという、そこ、いかがですか。

○事務局

補正の部分についてご理解いただいている皆様からご意見を頂きたいと考えております。ただ、全国的にも補正について各市町村苦慮している所でございますので、3月中というのはちょっと難しいかもしれません。ただ、4月中には、私ども、結論を出さなければなりませんので、引き続き、年度は変わりますがご協力いただけるのであれば、皆様にご意見を頂きたいと考えています。

○松原会長

ということで、もし交代されても、1か月程度はご協力いただきたいということです。よろしいですか。

次第3 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて市町村が制定する条例等について

○松原会長

それでは、他になければ議事を先に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
2番目、「子ども・子育て支援新制度の施行に向けて市町村が制定する条例等について」、

事務局からお願いします。

○事務局

それでは、資料4をご覧ください。まず、条例制定のスケジュールについてご説明させていただきます。

これまで条例については、主に6月議会で条例制定する予定としておりました。

これは当初の予定では、国は平成25年12月末までに条例の基準等をまとめるとしており、その後、鎌倉市でも作業を進め、6月議会で条例を制定するとしていたものですが、国の「子ども・子育て会議」における基準の検討状況が現在約2か月遅れています。

このような状況から6月議会での条例制定が困難なため、条例制定時期を9月に変更したいと考えております。

鎌倉市で独自に検討することも考えましたが、国の会議にて方向性も固まっていない内容が多いため、6月議会での制定は困難と判断いたしました。

これにより、条例制定に先立って開催する予定としていた平成26年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議の日程をこれまでの4月下旬から6月下旬予定に変更したいと思っております。

なお、参考までに県内各市の状況については、ほとんどの市町村が鎌倉市と同じ状況であり、9月議会での制定を予定しているとのことでした。

条例制定のスケジュールについては、3月末に政省令が発出されたあと、4月～6月にかけて条例案を検討し、6月下旬に予定している鎌倉市子ども・子育て会議にお諮りしたいと考えております。その後1か月間パブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただき調整した後、7月下旬から8月上旬に予定している第2回鎌倉市子ども・子育て会議に再度お諮りし、9月議会での制定を目指す予定です。

条例制定時期が変更になる事で、市民の皆様や事業者の皆様にご不便をおかけすることがないように、随時情報提供や説明を行うなどして対応していきたいと考えております。

次に資料5-1をご覧ください。

条例制定する案件の内容をまとめたものになります。

この資料は第2回の会議でお示しした資料を分かりやすく簡単にまとめたものになります。

左側の列は、条例を策定する項目、右側の列には内容を記載しています。

前回の第2回鎌倉市子ども・子育て会議にて、策定する条例の内容や、現在鎌倉市での状況がどうなっているか等、分かりやすくした資料がないかとのご意見をいただいたため、今回お示しさせていただきたいと思っております。

それでは資料5-1と合わせて資料5-2をご覧ください。

まず1番目として、施設型給付の支給対象になる幼稚園・保育所等を子どもが利用する際の認定基準になります。

支給認定基準については、子どもの年齢及び保育認定の有無により、1号～3号まで区分が設けられます。

教育のみ必要とする3-5歳児は「1号認定子ども」、保育認定される3-5歳児は「2号

認定子ども」、保育認定される0-2歳児は「3号認定子ども」となりますが、この区分や「何号認定子ども」という呼び方については、国が定めています。

2号、3号認定子どもについては、保育の必要性が認定される必要がありますが、認定に当たっては、「2. 保育の必要性の認定について」の表にあるとおり、①事由と②区分、③優先利用を考慮して決定し、指数を設定することにより優先順位づけを行います。

下の表に目を移していただき、まず①の事由についてですが、

左側には「現行の『保育に欠ける』事由」、右側には「新制度での『保育の必要性』の事由」を記載しています。

比較すると、「新制度での『保育の必要性』の事由」の下線が引いてある部分のとおり、「⑥求職活動」「⑦就学」「⑧虐待やDVのおそれがあること」「⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続理由が必要であること」が、新たに規定されることとなりました。

おめくりいただき、②の区分についてですが、これまで「区分」という考え方はありませんでしたが、新制度では「保育標準時間」と「短時間」の2区分が設けられることとなりました。

国では、標準時間については、就労の場合1週当たり30時間程度、短時間については1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定める時間、ただし10年間の経過措置が設けられるという内容で検討されています。

鎌倉市では先ほど次第2でご説明したとおり、現状の月75時間でも待機児童がいるという状況を鑑み、計画当初は下限時間を75時間に設定したいと考えております。

最後に③調整（優先利用）についてですが、現在、保育所の入所決定にあたって、優先順位は点数によって決定しており、詳細については、現行の調整内容の表のとおりです。

新たな制度でも優先利用に係る基準が設けられることとなっており、現在国で検討されている項目は下の表のとおりとなっています。今後、鎌倉市としての基準を検討する際に、委員の皆様にご覧いただき項目等をお諮りしていきたいと考えております。

次に、資料5-1の2番目の給付対象になる幼稚園・保育所等の利用料についてです。

資料5-2の3ページをご覧ください。

この利用料については、所得階層の区分や、決定方法、負担の切り替え時期等について、現在国で検討されています。

上の表をご覧ください。教育のみを必要とする3-5歳児、すなわち1号認定子どもの利用者負担の階層区分についてです。

これについては、幼稚園就園奨励費の補助区分を参考に、5階層で検討されています。

なお、下には、鎌倉市における平成25年度の私立幼稚園等就園奨励費補助金の補助区分を記載しています。鎌倉市の私立幼稚園等就園奨励費補助金の補助区分は国の定めた5区分以外に、もう1区分設けて、AランクからFランクまで6区分設定しています。

おめくりいただき4ページ、5ページをご覧ください。

保育の必要性があると認定される、3-5歳児と0-2歳児、すなわち2号・3号認定子どもの利用者負担の階層区分についてです。これについて国では、どちらも8階層で検討さ

れています。

右の5ページにお示したとおり、現在も保育料の徴収月額基準は8階層となっており、これを引き継ぐかたちが検討されています。

なお、鎌倉市では現在この8階層をさらに細分化し、19階層で保育料を設定しています。8階層の区分については、表の一番左側の列を参考にさせていただきたいと思います。

おめくりいただき6ページをご覧ください。

先ほどご説明した階層区分については、市町村民税額の所得割額等を基に区分を決定することが検討されています。

次に、3. 利用者負担の切り替え時期についてですが、「年間を通じて『前年度分の市町村民税額』により認定してはどうか」、「4・5月分は『前年度の市町村民税額』により認定し、6月分以降は『当年度分』により認定してはどうか」、また「年度を通じて『当年度分の市町村民税額』により認定することとし、4・5月分については仮認定とし、6月に決定したのち遡及してはどうか」などの案が国で検討されています。

その他に、「4. 多子軽減の取扱い」すなわち第2子第3子等となる子どもの利用料について、「5. 実費徴収や上乗せ徴収について」、「6. その他『低所得世帯等の減免規定の取扱い』」などについて国で検討されているところです。

次に資料5-1の3番目。幼稚園・保育所・認定こども園が施設型給付の給付対象施設となるか、市町村が確認する基準についても条例で定めることとなります。

資料5-2の7ページをご覧ください。

現在国で検討されている事項としては、「1. 利用定員について」、「2. 運営基準について」、「3. 業務管理体制について」、「4. 情報公開の基準について」になります。

細かい内容については、現在も検討中となっております。

次に資料5-1 4番目の地域型保育事業の認可基準についてです。

資料5-2の8ページから10ページまでは、地域型保育事業の認可基準について、まとめた資料となります。

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所等を対象とする施設型給付・委託費に加え、市町村による認可事業として、地域型保育給付の対象とする事業が創設されます。

事業は4種類あり、

まず1つ目は利用定員が6人から19人以下の小規模保育事業、

2つ目は利用定員が5人以下の家庭的保育事業、

3つ目はいわゆるベビーシッターである居宅訪問型事業

4つ目は事業所内で行われ、従業員の他、地域の子どもを受け入れる枠を設ける事業所内保育事業

で、対象は0～2歳児になります。

これらの事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるという利点があり、多様な主体が、多様なスペースを活用して実施する事業となります。そのため、質の確保方を盛り込んだ基準が検討されているところです。

8ページの小規模保育事業については、A、B、C型の3種類が検討されており、表のとおり職員数、施設規模、調理設備、耐火基準についてなど、基準が検討されているところです。

9ページの家庭的保育についても、表のとおり、職員数、施設規模等の基準が検討されています。

10ページの事業所内保育についても同様に検討が進められています。

なお、地域型保育事業には、居宅訪問型事業いわゆるベビーシッターもありますが、こちらについては、施設での保育ではなく、保育を必要とする家庭に伺い、保育する事業になります。そのため、先ほどご説明した3事業とは事業形態が異なります。

ご家庭に伺う事業のため、施設基準は設けない、調理及び食事の提供は行わないなどが検討されています。

最後に資料5-1の5番目「学童保育の設備運営基準」についてです。資料5-2の11ページをご覧ください。

前回の会議でお示しさせていただいた内容を表にまとめました。

今後は、3月末に発出される予定の国の政省令を基に、委員の皆様にお諮りしていただく内容をまとめ、9月議会での条例制定を目指し、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○松原会長

条例制定の時期について、国の検討状況が遅れていることにより、当初予定していた6月議会での制定から、9月議会での制定にスケジュール変更することについて説明がありました。

その関係もあって、何を鎌倉市で決めていくかについての目次構成は今日説明していただきましたけれど、中身、例えば保育料をいくらにするか、基準をどうするかということについては、国の検討が進んで、一定のラインが出た段階で鎌倉市としての提案をしたいということですので、内容については、今日ご提案はありませんでした。

何かご意見等がありましたらお願いします。

○高委員

先ほど量の見込みの推計の話をお聞きしましたが、資料5-2の今度新制度になった時に、例えば現行は親族が同居していたりすると、入所要件が下がっているということが今度改善されて、多分、保育所に入れる要件が上がってくるのだと思うのですが、幼稚園に入っているような子どもも、保育をしていただける要件の中に大分移行していくのかなと思います。その辺りが量に見込みの中に入っているということになるのでしょうか。

○事務局

量の見込みで算出しているのは、新たに保育の必要性の認定で増える予定の項目については配慮されておりません。あくまでニーズ調査上での量の見込みになっております。

○松原会長

これは、資料5-2の優先順位のところの事由ですので、またちょっと質が違うかもしれな

い。

○高委員

それともう一点よろしいでしょうか。今のは概要で中身の方には入っていないということでした。基準等の制定が国で遅れて、鎌倉市の方も9月くらいにならないということでしたけれども、今、現行の幼稚園が10月15日になりますと来年度の願書の配布をする必要があります。そこでは、その前に皆様に説明会を行って「次年度はこうですよ」というような話をする必要があります。ここで、1号認定はほぼ皆様仕事をされてないので現行の幼稚園に入りたいというのは分かるのですが、2号認定が市の方で認定されないと幼稚園児、短時間の対象になるのか長時間の対象になるのかという所が分からないまま時期を迎えるのかなと思います。私どもでいえば認定こども園ですけれども、幼稚園在籍の子どもは今度10月1日に受けます、保育園在籍の子どもは市と準じて年が明けてから受けますということになると、その辺りがどのような流れになるのか、分かったらお伺いさせていただきたいと思いません。

○松原会長

親御さんに対する説明のスケジュールですね。

○事務局

その辺りの詳細なスケジュールも、まだ私ども完全に掌握できておりません。国の方でかなり遅れているので、県を通じて国にもなるべく早く出して頂きたいと要望している所でございます。全国同じような状況だと思いますので、混乱のないように、今後しっかり情報をつかんで皆様にも提供してまいりたいと考えています。

○松原会長

他はいかがでしょうか。

○堀田委員

最近ニュースでこの2・3日話題になっている小規模保育の事件についてとても気になるので伺います。この基準というのは小規模保育のC型のグループ型に属していて、基準とか資格がないままに保育をしてしまったがために起こったというような理解をしていますが、鎌倉市でも同じような事業をやる方がいた場合、保育をする場合は何らかの資格を設けるとか、認定をすとか、そういうことを考えているんでしょうか。それと、今回の件は潜在的な待機児童が多かったことと何かしらリンクがあるような気がします。そういうことも、お考えいただければと思います。

○事務局

確かに、今朝のニュースでやっておりましたが、小規模保育というよりは、今回はベビーシッター事件だったと認識しております。実は、国の方でも、この辺りについては、明確な基準がまだございません。それで急遽、この事件を受けて厚生労働大臣等が昨日会見をしたようなところで、まずは保護者に安全な環境のもとで預けられるよう注意喚起をしたいというような、国の状況でございます。居宅訪問型事業については市の方で認可する部分でもご

ざいまして、国の方もまだ所管省庁をどこにするか決まっていない部分もございますので、この辺りについても、私ども、国の動向を見守りつつ、そういうことが起こらないよう、しっかりしたところを見極めて、ベビーシッターを活用する場合には慎重にしていかなければいけないなど認識しております。

○松原会長

他にいかがでしょうか。

次第4 小学生を対象としたニーズ調査の単純集計結果について

○松原会長

それでは、議事次第4番目の「小学生を対象としたニーズ調査の単純集計結果について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料6をご覧ください。

鎌倉市独自で小学生を対象にニーズ調査を実施致しましたので、ご報告いたします。

このアンケートは、市内公立小学校16校に通学する児童8,077名の保護者に対して、各小学校のクラス担任教諭を通じて配布、回収をしました。

調査期間は平成25年11月12日（火）から平成25年12月2日（月）までです。回収数は、4,216通となり、回収率52.2%となりました。

現在の学童保育の利用状況についてですが、平成25年5月1日現在8,077名の児童に対して、学童の登録人数は1,088名で約13.5%の児童が学童保育を利用しています。

本日、お渡しした資料は小学校ごとに単純に集計した結果です。おめくりいただき資料の1ページ目をご覧ください。現在のお子さんの放課後の過ごし方について当てはまる項目を全て回答してもらったものです。学童で過ごしているという回答は表の左から二番目のとおり合計594人で全体の6.1%にあたり、現在の利用状況の13.5%の約半数という結果になりました。これは、実際に学童を利用していらっしゃる保護者の方が、仕事などで忙しく回答できなかった為ではないかと思われま。

続いて、2ページ目をご覧ください。今後の放課後の過ごし方の意向について当てはまる項目を全て回答してもらったものです。今後、学童で過ごしたいとの回答は合計885人で全体の8.5%にあたり、1ページ目の現在の利用状況の6.1%と比較すると2.4ポイントの増となりました。

続いて、3ページ目をご覧ください。こちらは2ページで「今後の放課後の過ごし方」において「学童」と選択した人のうち平日（月～金）の学童を何年生まで利用したいかをお伺いしています。6年生まで利用したいとの回答が一番多く50.6%、続いて、3年生までが27.1%となりました。

続いて、4ページ目・5ページ目では土曜と日曜・祝日の利用をお伺いしています。どちらのページも右側に利用希望の有無をまとめており、利用希望ありの割合については、土曜は33.7%、日曜・祝日は18.3%となり、利用希望なしの割合については、土曜は66.3%、日曜・祝日は81.7%となりました。

続いて、6ページ目をご覧ください。今後学童利用者が増えるに伴って、新たに民間やNPOが事業に参加する場合の施設の選択基準について最優先する基準を一つ伺っています。学校に近いが33.5%、自宅に近いが23.3%、内容が充実しているが22.7%の順でした。開設時間が長いのは2.3%であることや利用料が安いのが3.4%など回答割合が低いことを鑑みるに、安全性を考えている保護者の方が多いようです。

続いて、7ページ目をご覧ください。長期休業中の利用についてお伺いしています。右側にまとめている利用希望あり・なしは、ほぼ同率で、左側の表にまとめている利用希望学年は、6年生までと答えた方が多く48.9%となりました。

続いて、8ページ目をご覧ください。利用料の負担割合についての考えを1つお伺いしています。現在のままでよいが44.8%、市の負担を多くする、すなわち利用者の負担を少なくするという方が14.6%であり、現在のまま、または、もっと安くしてほしいと考えられている方が多いようです。

最後に、9ページ目をご覧ください。学童の入所優先順位について、優先項目を2つまでお伺いしています。ひとり親家庭を優先すべきが33%、低学年を優先すべきが28%、介護・支援が必要な家族のいる家庭を優先すべきが16%の順となりました。

参考までに、今回の調査でお示しした調査票については、おめくりいただいて資料の最後に参考資料として添付させていただいております。

今後、この単純集計の分析を行い、先ほど資料3でお示しした二重調査で算出された量の見込みを調整する根拠数字等として活用したいと考えております。

以上です。

○松原会長

小学生を対象にした、学童保育の利用意向についてのアンケート結果について報告がありました。ご意見やご質問はございますか。

○阪口委員

今日頂いた差し替えの資料と以前いただいた資料の数字の違いはないですか。コメントが変わっているだけですか。

○事務局

数字には違いはございません。

○松原会長

他はいかがですか。よろしいでしょうか。

次第5 次世代育成きらきらプラン後期計画

○松原会長

それでは、議事次第5番目の「次世代育成きらきらプラン後期計画について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、きらきら白書に対して寄せられた意見等について、ご説明いたします。

閲覧用の「きらきら白書」と配布用のダイジェスト版を、子育て支援センターや子ども会館等に配架し、ダイジェスト版配布は、乳幼児の健診会場などでも行い、ダイジェスト版にアンケート用紙をはさみ込むことによりアンケートへの協力をお願いしました。アンケート用紙は2枚添付し、主に手にする子育て中の母親の他、父親など家庭内で子育てに携わっている方にも記入していただけるようにしました。アンケート用紙の見本を資料7-1の3、4ページに参考資料として添付しています。

アンケート用紙の回収方法については、子育て支援センターの他に各支所にも回収箱を設置しました。

この結果については、資料7-1の1ページの上部の囲みの中をご覧ください。

「きらきら白書」を公表した9月12日から、2月19日までで、アンケートの回答者数が1,447人、その内、アンケート用紙の裏面の意見、感想を記入された方が306人となっています。

アンケート回答者数の下にあります「意見数」455件は、306人から寄せられた意見数となっています。

アンケートを記入した方については、「性別」は、男性が391名、女性が1,014名、無回答が42名となっています。

「年齢」については、半数以上が30代、次に多かったのは40代の方のご意見でした。また、「職業の有無」では、無職の方が一番多く仕事を持たない母親と思われる。昨年に引き続き今回のアンケートも幼稚園児の保護者の回答が多いためと思われます。お子さんの年齢は、4歳から5歳のお子さんが多くなっています。

「住居地域」については、鎌倉地域、大船地域、が多くなっています。

1ページ中ほどの、項目1「ダイジェスト版はどこで受取りましたか」では、幼稚園が一番多くなっています。理由としては、幼稚園からご要望をいただいて、幼稚園父母の会へ説明に伺い、その後、鎌倉私立幼稚園協会のとりまとめにより、各幼稚園へ希望数を配布したためです。

項目の2「きらきらプランを知っていましたか」については「知らなかった」が6割超となっています。

次に、項目3子育て関連施設などの利用状況ですが、「子育て支援センター」「子ども会館」を利用したことのある方が多く、地域の施設を利用していることが伺えます。

最後に項目4の「鎌倉市の子育て支援策（子育て相談支援、保育園整備、小児医療費助成など）が充実していると思いますか」という質問ですが、これは、毎年経営企画課が実施している「市民意識調査」と同じ質問項目となっています。

結果としては、「とてもそう思う」と「少しそう思う」の合計が38.2%、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計が49.3%となっており、充実していると感じている人が4割弱となっています。

「とてもそう思う」の理由としては、小児医療費助成が充実している、子育ての相談に乗ってくれて助かった、という意見がありました。

「少しそう思う」の理由では、保育所が増えていること、小児医療費助成が充実しているこ

と、と言った意見の一方で、大きな公園を増やしてほしい、小児医療費助成の対象年齢の見直しをしてほしい、と言った意見もありました。

「あまりそう思わない」「そう思わない」でも、小児医療費助成の対象年齢の拡大、保育所が少ない、待機児童が0になっていない、予防接種を無料にしてほしい、公園など遊び場が少ない、一時預かりが利用しづらい、小学生が放課後学校で過ごせるようにしてほしい、また他市と比べて支援が少ないといった意見がありました。

次に、裏面の2ページをご覧ください。

「きらきら白書」について寄せられた意見や感想について、内容別に表にしてあります。「公園・遊び場（屋外）」、「防犯」、「集い・交流の場」、「道路整備」、「待機児童」、「保育所」についてご意見が多く寄せられました。

次に、資料7-2をご覧ください。「きらきら白書」についていただいた主なご意見等を要約したものと市の考え方について、きらきらプランの項目ごとにまとめています。

まず、委員の皆様にも事前にお送りした資料と一部変更になった箇所がありますので、ご案内いたします。

<変更箇所>

1ページ通番1 担当課の「こどもみらい課」を削除しました。

2ページ通番15と16のファミリーサポートセンター事業の回答を追加しました。

8ページ通番58 野村総合研究所跡地に関する回答を追加し、担当課に文化財課を追加しました。

11ページ通番69の回答の空間放射線量の担当課に教育総務課を追加しました。

12ページ通番72に事業番号6-3-20の5歳児すこやか相談を追加し、通番73に6-3-19の発達支援システムネットワークの推進（実）を追加し、回答を文末に追加しました。変更箇所は以上です。

それでは資料の内容の説明に移らせていただきます。

1ページから5ページの通番37までの事業番号1で始まる事業については、きらきらプランの基本目標の1「地域で子育てを支援するまちづくり」として、地域でお互いに助け合う仕組みづくりや、親子で集え、地域で交流できる機会の充実など様々な支援サービスの充実を目指すことについて推進している事業です。

その中では「集い・交流の場」として、

子ども会館（通番3, 5, 6）や子育て支援センター（通番8, 9）の増設や施設設備の充実、つどいの広場の開催時間を延ばしてほしいといったもの（通番14）、また、ファミリーサポートセンター事業などについてご意見が寄せられました。駐車場などの整備は難しいですが、使い方などの工夫をしてまいりたいと考えております。

つぎに、3ページの22番以降の頭が1-4で始まる事業は保育サービスの充実に関するものですが、待機児童解消について、一時預かり・延長・病後児・休日保育などの充実についてご意見が寄せられました。また、4ページ34番にありますが保育施設の整備についてもご意見をいただきました。

子どもの家についても小学校の近くに作ってほしいなどのご意見をいただきました。

また、小児医療費助成については、多くの方にご意見をいただきました。

5ページ目38番からは、きらきらプランの基本目標2子どもと親が健康に暮らせるまちづくり、についての施策です。健康診査や予防接種、小児科の医師の充実、産科診療所などについてご意見をいただきました。

6ページ目45番からは基本目標3子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり、です。図書館での読み聞かせなどの事業についてご意見がよせられました。

51番からの基本目標4子どもと子育てにやさしいまちづくり、では、歩道の整備について多く意見をいただきました。道路の拡張などについては難しいところもありますが、51番にありますように、溝のふたや道路の塗装のはがれなどご意見により場所が特定でき、破損が確認できた場所については、個別に対応させていただくこととなりました。

また、53番からの公園・緑地の整備促進についても多数ご意見をいただき、ご要望に応じて遊具を順次設置していくなどの、回答がありました。

「防犯」については、防犯パトロールや、不審者情報に関するご意見がありました。また、防災について、11ページにありますように、放射線量の測定についてお問い合わせがありました。

基本目標5仕事と生活の調和を実現できるまちづくり、については、ワークライフバランスの推進状況について、基本目標6専門的な支援を利用しやすいまちづくり、では発達障害に関する支援などについてご意見がありました。

そのほかには給食やプールについてのご意見もいただきました。きらきらプランやダイジェスト版に対するご意見が特に多く、施策の多さに驚いたというご意見の他に、情報が多すぎて分かりづらい、読みづらい、伝わってこないといった厳しいご意見もありました。

後期計画では、重点的に取り組むべき事を「重点取り組み」として設定しております。

保育環境の充実、居場所の整備、安心・安全を感じられる環境づくりの3点ですが、今回寄せられた意見もこの3点に当たるものが多くございました。

改めて、この重点取り組み3点の重要度を認識し、今後も取り組んでまいりたいと思います。

主な意見とそれに対する市の考え方については、例年通りホームページで公表いたしますが、さらに今年から関連施設での配架が可能か、検討してまいります。

それでは、次に平成26年度取り組み方針についてご説明いたします。

資料8をご覧ください。

この資料では、次世代育成きらきらプラン後期計画のうち、平成26年度に拡大・縮小を予定しているものについてまとめたものです。後期計画策定からの継続的な事業など、大幅な動きがない事業に関しては、掲載しておりません。

主な事業についてご説明させていただきます。1番の保育施設の整備・活用の拡大については、神奈川県から本市が借り受けた県立フラワーセンター苗ほ跡地を活用して保育所を新設するものです。新設にあたっては、本市が保育所の建設と運営を行う事業者を募集するとともに、施設整備のために国の安心こども交付金を活用した補助金を交付します。

2番の公共施設等を活用した保育サービスの提供については、待機児童解消には公共施設等を活用するか否かに関わらず実現をしていくものであるため、1番の事業に統合します。

6番小児緊急医療支援についてですが、ゴールデンウィークと年末年始に内科と小児科の

2科体制で診療を行います。

2ページ目を見ていただきまして、一番上9番放課後子ども教室について、新たに今泉小学校で試行します。11番歩道の整備にて砂押川沿い道路整備工事を行い拡大となる一方で、12番生活道路の整備促進については、縮小となります。

今後、他の事業で拡大縮小等が決まった場合などにつきましては、今年8月ごろ作成予定の「鎌倉きらきら白書」でお知らせしてまいります。

以上です。

○松原会長

それでは、いままでの説明に対してご意見やご質問はございますか。

○阪口委員

とてもボリュームのある調査で、子育て中のお母さんの生の声がとても反映されていると実感しましたが、幼稚園には出向いてご案内をしたということですが、幼稚園のお母さんは84.9%の回答があるということですが、保育園が1%というのは問題があるのではないかと、なぜ保育園のお母さんたちにご協力をいただかなかったのかと残念に思います。色々な立場のお母さんの色々な意見を反映させていく必要があると思います。

○事務局

私どもも、色々な方のご意見を頂けるように、今後も呼びかけをさせていただきたいと考えております。

○松原会長

他にいかがでしょうか。

色々な自治体を見ているんですけど、こんなに熱心に色々継続的に書いていただける鎌倉は関心が高いかなあと思います。

次第6 その他

○松原会長

それでは、次第6の「その他」がありましたら事務局からお願いします。

○事務局

3点ほどございます。

まず、先ほど次第の2でもご説明させていただきましたが、量の見込みについての最終調整について、今後事務局からメール等でご連絡させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、ご報告ですが、平成26年4月より、こどもみらい部内に子ども・子育て支援新制度担当が創設されることとなりました。早く平成27年4月から施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」に向けて、こちらの新担当で事務を進めてまいります。この鎌倉市子ども・子育て会議につきましても、今後は子ども・子育て支援新制度担当が担当させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

3点目は会議委員の皆様への委嘱についてです。

会議委員の皆様におかれましては、平成27年3月31日までを任期とする委嘱をさせていただいておりますが、ご推薦をいただいている団体等によりましては、年度の切り替わり等により委員を変更する必要があるところもあるかと存じます。

その際は新しい委員のご推薦をしていただきたいと思いますので、該当がある場合は、事務局までお知らせください。なお、委員を新たに委嘱させていただく場合、新委員の任期につきましては、鎌倉市子ども・子育て会議条例に基づき、前任者の残任期間とするため、平成27年3月31日までとなります。

お忙しい中大変恐縮ですが、該当がありましたら、平成26年4月10日までに事務局までにお知らせください。

それから、こどもみらい部長の相澤が今年度をもちまして退職いたしますので、一言皆様にご挨拶させていただきます。

○こどもみらい部長

この3月をもちまして定年退職ということになりました。『次世代育成きらきらプラン』の途中、推進から私は皆様と一緒に進めさせていただきました。この鎌倉市子ども・子育て会議の中で、『次世代育成きらきらプラン』も引き継いでいく予定としています。地域の代表として出ている皆様のお力をお借りしないと実になったものとなりませんので、今後とも、新しい体制のもとにぜひご協力の方をお願いしまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。本当に、誠にありがとうございました。

○松原会長

以上をもちまして、本日予定いたしましたすべての議事が終了いたしましたので、会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。